

第 248 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時	2023 年（令和 5 年）4 月 25 日（火曜日） 午後 3 時から午後 3 時 40 分
2. 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3. 出席委員	今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、伊瀬 隆二、樋口 正明、多田 稔、 鍋島 靖信（専門委員）
4. 府関係者	池田 孝雄、中村 良弘、新瀬 幾恵、吉見 翔太郎、 佐野 雅基（水産技術センター）
5. 事 務 局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6. 議事事項	（１）漁業許可の公示について （２）その他
7. 議事概要 事 務 局 （大道書記長）	定刻となりましたので、ただ今から第 248 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思いますが、その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。 携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。 本日は、村上委員が欠席となっております。結果、委員 9 名に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。 また、事務局の職員に異動がありまして、書記長が井坂から私、大道に代わりました。また、書記の宗石から池田に代わりましたこと、報告いたします。 それでは、本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、 ・「漁業許可の公示について」 の 1 件でございます。

	それでは、今井会長、議事の進行、よろしくお願いします。
会 長	ただ今から、第 248 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。 はじめに、議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第 9 条第 2 項の規定に基づき私から指名させていただきます。 議事録署名人につきましては、常松（つねまつ）委員と伊瀬（いせ）委員をお願いします。 それでは、議事に入ります。 議題 1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (吉見技師)	【議題 1】漁業許可の公示について 大阪府水産課の吉見でございます。よろしくお願いいたします。 漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。 まず、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から 5 つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。2 ページ目の下部の第 11 条が根拠条文となります。 本条第 1 項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。 また、次ページにあります、同条第 3 項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。 それでは、海区委員会資料 1 をご確認ください、1 枚めくっていただいた参考資料 1－1 の諮問文のとおり、前回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。 1 枚戻っていただいて、海区委員会資料 1 をご覧ください。表にあ

	ります通り、つばす・すずき流網漁業２隻、刺網漁業１隻について、新規許可の要望が出ております。 申請すべき期間については、許認可方針通り、刺網漁業については１か月、その他の漁業については２か月間としております。 なお、漁協からの新規要望の内訳については、参考資料１―２に掲載しております。 説明については以上です。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各 委 員	(質疑等) なし
会 長	特にご質問等が無いようですので、議題１については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし
会 長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事 務 局 (大道書記長)	答申案読み上げ
会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします

	す。 それでは、次の議題に入ります。 議題2として、報告事項が2件あります。 1つ目の報告事項は、「令和4年度の取締り行動実績」です。水産課から報告をお願いします。
事務局 (久保補佐)	「令和4年度の取締り行動実績」について説明 水産課久保です。参考資料2で説明させていただきます。 令和4年度の漁業取り締まり行動実績表をご覧ください。 令和4年度の取り締まり行動日は129日です。資料の一番後ろのページに過去5か年の取り締まり行動日数を書いております。平成30年以降の5年間を示しています。令和4年度は事情により過去より出向日数が少なくなっています。 法令違反ですが、検挙はありませんでした。警告は機船船曳網漁業で1件、底曳網で4件、その他の漁業関係（遊漁）で1件、指導については機船船曳網漁業で4件、底曳網で1件、その他の漁業関係（遊漁）で17件ありました。 重点取締等で内訳を書いておりますが、警告は底曳網が岸和田以南の操業禁止区域で操業したことによる警告が4件、和歌山県との境界を越えて操業したので指導した1件、 機船船曳網漁業では兵庫県の漁船が大阪湾協定の入り会い境界線を越えて操業されたので警告した1件、大阪の漁船が超えて操業したので指導が4件ありました。刺し網漁業が許可条件の時間を超えて操業したので警告した1件、その他の漁業関係で遊漁船が地先漁業権を設定した中で権利者の同意なしで漁業権対象種（タコ）を竿釣りしたため取り締まり、指導した17件が含まれています。 次に月別に取り締まり事項を示しています。タコ釣りで漁業権侵害を17件警告させていただいていますが、遊漁船がタコを釣るのは6月、7月で、今年も同時期に同じような場所で釣られることもあり、遊漁船への注意を促したいと思っています。 最後のページに指導警告の推移を書いておりますが、年間30件程度で推移しております。皆さんもこうした警告指導が無いように、所

	属の漁業者の皆さんへの声掛けをお願いしたいと思います。 以上、令和４年の漁業取締実績について報告させていただきました。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。
奥委員	３月に曳網４件が報告されています。これについて漁業者何人かから聞かれています。シラスの揚網時に流されて、境界線をこえて指導されることがあるが、上げているときにこれは違反になるのでしょうか。兵庫県の取り締まり船から袋が使っている時点で兵庫県海域に入っていると、違反になるといわれるが、どうなのか。海峡部に近いと、船が流されていくので。
久保補佐	厳密にいうと、操業時に境界線を越えると違反になります。しかし、ガチガチにきつく取り締まってはいないと思います。網をあげている作業中に流されると、境界線をかなり入っていることがあると思います。特に網が入っていると流されるので、注意が必要です。網を上げ始めているときであれば、警告ではなく、指導の範囲で済まされていると思いますが、注意してください。
会 長	特に質問等がないようですので、次の報告に入ります。２つ目の報告は、「令和４年度の漁況の報告」について、水産技術センターから説明をお願いします。
佐野センター長	参考資料３をご覧ください。毎年４月に前年度の漁協について説明させていただいています。
	令和４年度は春・夏・秋・冬ともに高温な時期がありました。 マイワシは全国的な豊漁に反して、大阪湾では多くなかった。 カタクチイワシは全国的には不漁だったが、大阪湾は秋に漁獲があった。シラスは価格が高く、大阪は平年を上回った。 イカナゴは不漁だった。シタ類は好調、マコガレイは冬季に好調、

	ヒラメは多かった。ガザミ・シャコは不漁。アカガイ・トリガイは貝毒が起きずに好調だった。スズキは低調。タチウオとマダコは前年より低調だった。マダイとハモは好調。コウイカは平年並みであった。
会 長	今の発表にご質問がありますか。
田中委員	黒潮の大蛇行が６年に及んでいるが、黒潮の接近はいつごろになるか見通しはないか。水技センターの見解は。
佐野センター 長	この離岸傾向がまだ続くのか、解消するのか、現在のところ確たる見通しはついていません。
田中委員	マイワシは基本黒潮が入ってこない。マイワシが全国的な豊漁の陰で、大阪湾では少ないのは、黒潮の離岸の影響があると考えている。接近すれば、大阪湾でも伊勢湾でもマイワシの稚仔魚が流れ込み、漁獲量が増加するので、黒潮の接近をを待っているのだが。
佐野センター 長	今回の状況は過去にもない異常な状態で、いつ終わるかという情報も入っていません。
会 長	最近イワシのシラスに注目しています。なぜかという、春３月・４月に有毒プランクトンが発生すると、それをくコペポダが毒化し、それを食うシラスに毒が回って大量に死んでいるのではないかと考えています。アメリカでは有毒プランクトンが発生すると、それを食ったニシンが弱り、オットセイやアザラシが簡単に弱ったニシンを大量に食い、その毒で死んで大騒ぎになる。欧米の人は魚が死んでも気にしないが、オットセイやアザラシなどが死ぬとすごく問題視する。非常にわかりやすい食物連鎖を通した被害がみられる。日本ではシラスがよく獲れる場所では、ニシンのような魚やアザラシは少ないが、有毒プランクトンでシラスなどが２月・３月に大量に死んでいるようにも考えられる。そのために有毒プランクト

	ンが減少する3月のシラスの漁獲が低下しているのではないかと考えます。有毒プランクトンがなくなると、春シラスの漁獲量が増加するのではないかと考えています。
田中委員	例年カタクチシラスは通常5月連休以降に漁獲されます。3月4月に獲れるのはマイワシシラスですが、ここ10年は入ってきておらず、獲れていません。2月に外海で生まれたマイワシシラスが黒潮に乗って入ってくると、3、4月にマイワシシラスが獲れます。マイワシのシラスが入ってきた60年代にはマイワシの好漁がありました。マイワシが増えるとカタクチが減るので、どちらがいいのかという問題もありますが。マイワシは全国的に増加傾向ですが、カタクチイワシは全国的に、親もシラスも品薄で、大阪湾では大阪系群の漁獲がありますが、そのバランスをとって漁獲する必要があります。
佐野センター 長	貝毒プランクトンが発生する時期が終わった頃に、幸いなことにカタクチシラスが入ってくるので、時間的ずれがあります。
会 長	3月に昔は貝毒プランクトンが出ている時期に、有毒プランクトンを食べるカイアシ類をシラスが食べれば、食物連鎖を通してシラスが大量に死んでいるのではないかと考えています。 食物連鎖を理屈上で考えても影響があるのではないかとということで、毒化したコペポダの影響を水技センターが調査してくれたらと思います。
佐野センター 長	シラスへの影響については、シラスが入ってくる時期ではないので、調査が難しい
会 長	3月に過去よりイワシシラスが少なくなっている。
田中委員	3月にはこれまでもシラスは獲れていないのです。3月のイカナゴの数字と思います。イカナゴに交じってきた前年からの残りのも

会 長	ののシラスが入っているかもしれません。 ここにはイワシシラスと書かれていますが。イカナゴなんですか？
奥 委員	1月・2月・3月は現在、船曳会ではシラスの漁獲を規制しています。最近の基本イワシシラスは漁獲していません。
佐野センター 長	貝毒プランクトンによって魚が死んで打ちあがったり、潜水でタコが死んでいる例がありましたが、沿岸部の浅い場所に限られています。シラスは沖合にいるので被害が少ないように考えています。沖合の底曳網に死んだ魚が入ったという情報はありません。 タコが死んだときには何万セルの赤潮により直接的に斃死が起きました。
会 長	赤潮になると斃死しますが、赤潮にならなくても、タコは毒化した貝類を食べるので、被害を受ける可能性が高くなると考えられます。食物連鎖を通しての被害があるのは考えられることなので、大阪湾でも食物連鎖を無視するのは間違いだと思います。それを考慮に入れて調査する必要があると思います。 このほか、何かご意見はありますか。
会 長	他に質問はないですか。
委 員	なし
会 長	特に質問等がないようですので、事務局から連絡事項等はありませんか。
水産課 (大道書記長)	次回の開催日については、5月に予定させていただこうかと思いますが、後日改めて日程を調整させていただきます。
会 長	ありがとうございます。

	本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。ないようであれば、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。
--	---